

標 題：

パナマ籍船舶に対する
SOLAS条約第 IV 章及び第 V 章
要件の適用の免除について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 216

Date: 平成9年6月30日

関係船主、造船所 各位

一定の条件の下に特定の機器の搭載を免除することができる規定が SOLAS 条約に定められております。

今般、パナマ政府より、その申込・承認手順について以下の通り指示がありましたのでお知らせいたします。これにより、NKテクニカル・インフォメーション No.163（平成7年7月10日付）は、廃止いたします。

1. 下記の機器の船舶への搭載の免除を希望する船主・造船所は、免除申込書を、直接或いは本会を経由し、パナマ政府に提出する。免除の条件として他の適した機器（例えば、方向探知機に代わる GPS 等）を搭載する場合、申込者は、その仕様等を申込書に添付すること。
 - (1) 1997年2月1日以後に建造された船舶に搭載される無線電話遭難周波数聴守受信機からなる無線設備（第 IV 章第7規則2項）
 - (2) 1997年2月1日以後に建造された船舶に搭載される無線電話緊急信号自動発生装置（第 IV 章第7規則3項）
 - (3) 方向探知機（第 V 章第12規則(p)項）
 - (4) 無線電話遭難周波数でホーミングをするための無線設備（第 V 章第12規則(q)項）
2. パナマ政府は、申込みが適切であると判断した場合、申込者に “Permanent Authorization for Equivalence” を発行する。この “Permanent Authorization for Equivalence” は、従来の「免除証書」に代わるものであり、1年或いは2年毎に更新する必要はない。
3. 本会検査員は、当該船舶がパナマ政府の発行した “Permanent Authorization for Equivalence” に示されている免除の条件等を満たしていることを確認し、貨物船安全無線証書或いは貨物船安全設備証書を発行する。なお、従来の免除証書は発行しない。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。

4. 第1項の免除申込書は、次に提出する。

Capt. Alfred E. Fiore
Chief of Maritime Safety
Republic of Panama
Directorate of Consular and Maritime Affairs
6 West 48th Street, New York, N.Y. 10036, U.S.A.
Fax (212) 575 2285 (212) 575-2288
Tel (212) 869 6440

以上

お問い合わせ： 材料機装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

VOID